

## 新型コロナウイルス感染症の影響による市税（入湯税・法人市民税・市たばこ税）の 申告（納付）期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者が申告（納付）を期限までに行うことができないと認められる場合には、申請していただくことにより期限が延長されます。

（尾花沢市税条例第7条第3項）

### 1 対象となる税目

入湯税 法人市民税 市たばこ税

### 2 対象となるケース

法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、以下①～④のような方々がいることにより、通常の業務体制が維持できないことや事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること等により、決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースも該当します。

- ① 体調不良により、外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため、企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため、外出を控えている方がいること

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

### 3 申請方法

別途、申告延長等の申請書を提出していただく必要はありません。下記のいずれかの方法により、延長の申請がなされたものとして取扱います。

#### (1) 申告書（紙）提出の場合

申告書の余白（左上）に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載の上、申告してください。

#### (2) 電子申告による場合

申告書法人名欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上、申告してください。

### 4 延長の期限

「やむを得ない理由」がやんだ日から2か月以内。申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。この場合、申告期限及び納付期限は、原則として申告書の提出日となります。

### 5 その他

ご不明な点や、上記ケースに該当するかどうかわからない等ございましたら、下記までお電話でご相談ください。